

**令和6年度
建設工事入札参加資格審査申請要領**

栃木市が発注する建設工事（上下水道事業を含む）の一般競争又は指名競争入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書を提出してください。

1. 申請資格

申請するには、次に掲げる要件の全てを満たしている必要があります。

- (1) 建設業法第2条第3項の規定による建設業者であること。（建設業の許可を受けていること。）
 - (2) 申請日時時点で2年以上の営業実績があること。（※1、2）
 - (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日が令和4年8月1日から令和5年7月31日の間に含まれるものを提出できること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。もしくはその事実があった後2年を経過していること。
 - (6) 国税及び栃木市税に未納がないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (8) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入していること。（法令等により加入義務がない建設業者は除く。）
- ※1 申請人が希望工種の建設業許可を受け、かつ、P点が付与されている場合には申請を受け付けます。申請時には完成工事高の有無は問いませんが、指名選考や一般競争入札の参加資格要件において、条件とすることがあります。
- ※2 会社合併等により、当該法人の営業実績が2年に満たない場合でも、会社合併等が証明できる書類（合併契約書の一部の写し等）の添付があれば申請を認めます。

2. 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 申請期間

令和5年12月4日（月）から令和6年1月5日（金）まで **※最終日必着**

4. 提出方法

①【提出書類（紙）】郵送

※一般書留、簡易書留又は特定記録など配送記録等が手元に残る方法で送付してください。

※郵送のみの受付とさせていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

②【申請書等のエクセルファイルのみ】栃木市電子申請システムにて提出

5. 申請にあたっての留意事項

(1) 主たる営業所以外の従たる営業所を受任者とする場合

主たる営業所以外の従たる営業所を受任者として申請する場合、**当該営業所が登録を希望する工種（以下「希望工種」）の建設業許可を有する必要があります。**

なお、従たる営業所を受任者として申請した場合には、当該営業所の許可工種のみで申請が可能となり、主たる営業所のみ許可工種を申請することができません。

（主たる営業所許可工種での申請か、従たる営業所許可工種での申請か、いずれかの選択になります。）

(2) 準県内業者と判断する基準

主たる営業所が栃木県外にあり、次の全てに該当する場合は、準県内業者として名簿に登録します。

① 県内の従たる営業所が希望工種の建設業許可を有すること。

② 県内の従たる営業所に本市との入札契約権限を年間委任された受任者を設置すること。

※年間委任状（様式2）と営業所一覧表（建設業法施行規則様式第一号別紙二(1)または(2)）の写しの提出が必要となります。

(3) 準市内業者と判断する基準

主たる営業所が栃木市外にあり、次の全てに該当する場合は、準市内業者として名簿に登録します。

① 市内の従たる営業所が希望工種の建設業法許可を有すること。

② 市内の従たる営業所に本市との入札契約権限を年間委任された受任者を設置すること。

※年間委任状（様式2）と、営業所一覧表（建設業法施行規則様式第一号別紙二(1)または(2)）の写しの提出が必要となります。

例 主たる営業所の所在地は東京都で、許可工種が土木一式、建築一式、水道施設であり、栃木市内に土木一式のみの許可を有する従たる営業所がある場合

申請パターン

① 全ての工種を登録したい場合

申請書類・・・年間委任状は提出しない

名簿上の扱い・・・「土木一式、建築一式、水道施設」に登録のある「県外業者」

② 市内に従たる営業所ありとして登録したい場合

申請書類・・・年間委任状（様式2）、営業所一覧表の写しを提出

名簿上の扱い・・・「土木一式」に登録のある「準市内業者」

※市内に主たる営業所があるにも係わらず、従たる営業所に委任することはできません。

また、登録できる工種についても、主たる営業所で営業許可のある工種のみとなります。

6. 水道施設工事に関する注意事項

水道施設工事のうち上水道関連の工事については、栃木市内に主たる営業所がある業者に限り、入札に参加できる条件として、「栃木市水道事業緊急対応協力事業者登録制度実施要綱（平成29年栃木市水道事業告示第5号）に定める登録を有すること。」を基本としていますので、申請される場合は予めご承知おきください。（入札参加資格審査申請を妨げるものではありません。）

7. 申請書類の作成手順

- (1)別紙2「入札参加資格審査申請提出書類一覧表」を参照し、申請書等及び必要な添付書類を確認してください。
- (2)本市ホームページから「入札参加資格審査申請書等」の様式をダウンロードし、別紙1「入札参加資格審査申請書（建設工事）記載要領及び添付書類」を参照し、申請書等を作成してください。
- (3)作成した申請書等を印刷し、必要な部分には押印してください。
- (4)作成した申請書等のエクセルファイルを、栃木市電子申請システムにて提出してください。
- (5)印刷した申請書等を次のとおりに揃えてください。
 - ①A4の縦型クリアホルダーを用意します。
(クリアホルダーについては、別紙1を参照してください。)
 - ②インデックス部分の左側に、商号又は名称を記入してください。
 - ③印刷した申請書及び添付書類を別紙2の番号順に並べ、クリアホルダーに入れてください。
- (6)自社の住所、商号又は名称、担当者名を記入し、**84円切手を貼った定形封筒を同封**してください。
(審査結果通知書を送付するための返信用封筒です。封筒のサイズは任意ですが、サイズに見合った切手を貼付してください。)

7. 提出部数

1部

8. 受付窓口及び郵送先

〒328-8686
栃木県栃木市万町9番25号
栃木市 経営管理部 契約検査課
TEL 0282-21-2361、2362
FAX 0282-21-2674
e-mail keiyaku@city.tochigi.lg.jp

9. 審査結果票の交付

令和6年3月末までに、同封いただいた返信用封筒を用いて、審査結果通知書を送付します。

※受理票の発行について

本市では、申請書の到着・受領のみを知らせる受理票は発行いたしません。
(申請書の訂正等を求める場合は、担当者の方に電話にてご連絡いたします。)